

計算書類に対する注記（法人全体）

1 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

定額法による。ただし、平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法による。

イ 無形固定資産（権利を除く）

定額法による。

ウ リース資産

該当なし

(3) 引当金の計上基準

ア 賞与引当金

社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号。以下「会計基準省令」という。）第2条第4項の規定及び経理規程第54条ただし書の規定により、計上しない。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

3 重要な会計方針の変更

該当なし

4 法人で採用する退職給付制度

給与規程第17条第2項の規定により、独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部と退職金共済契約を締結している。

5 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は次のとおりである。

(1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）

(2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式） 当法人では、公益事業の拠点が1つであるため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式） 当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 地域福祉推進事業拠点区分（社会福祉事業）

(ア) 法人運営事業

(イ) 広報・啓発事業

(ウ) 地域福祉活動支援事業

(エ) 見守り活動支援事業

(オ) ふれあいサロン事業

(カ) 家族介護者交流事業

- (キ) ボランティア推進事業
- (ク) 心配ごと相談事業
- (ケ) 共同募金配分金事業
- (コ) 生活福祉資金貸付事業
- (サ) 善意銀行運営事業
- (シ) 善意銀行預託金事業
- (ス) 地域福祉基金運営事業
- (セ) 障がい者等支援基金運営事業
- (ソ) 日常生活自立支援事業
- イ ホームヘルプサービス事業拠点区分（社会福祉事業）
 - (ア) 訪問介護事業
 - (イ) 障害福祉サービス事業
 - (ウ) 移動支援事業
- ウ 地域包括支援センター拠点区分（公益事業）
 - (ア) 包括的支援事業
 - (イ) 介護予防支援事業

6 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は次のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,500,000	0	0	1,500,000
合計	1,500,000	0	0	1,500,000

7 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8 担保に供している資産

該当なし

9 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	17,203,302	15,729,321	1,473,981
器具及び備品	6,686,597	3,000,068	3,686,529
権利	76,440	0	76,440
ソフトウェア	1,260,000	1,260,000	0
合計	25,226,339	19,989,389	5,236,950

10 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は次のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	11,009,085	0	11,009,085
未収補助金	959,104	0	959,104
合計	11,968,189	0	11,968,189

11 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益
該当なし

12 関連当事者との取引の内容
該当なし

13 重要な偶発債務
該当なし

14 重要な後発事象
該当なし

15 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態
を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（地域福祉推進事業）

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

定額法による。ただし、平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法による。

イ 無形固定資産（権利を除く）

定額法による。

(3) 引当金の計上基準

ア 賞与引当金

社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号。以下「会計基準省令」という。）第2条第4項の規定及び経理規程第54条ただし書の規定により、計上しない。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

2 重要な会計方針の変更

該当なし

3 採用する退職給付制度

給与規程第17条第2項の規定により、独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部と退職金共済契約を締結している。

4 拠点が作成する計算書類とサービス区分

本拠点区分において作成する計算書類は次のとおりである。

(1) 地域福祉推進事業拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）及び拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）

ア 法人運営事業

イ 広報・啓発事業

ウ 地域福祉活動支援事業

エ 見守り活動支援事業

オ ふれあいサロン事業

カ 家族介護者交流事業

キ ボランティア推進事業

ク 心配ごと相談事業

ケ 共同募金配分金事業

コ 生活福祉資金貸付事業

サ 善意銀行運営事業

シ 善意銀行預託金事業

ス 地域福祉基金運営事業

セ 障がい者等支援基金運営事業

ソ 日常生活自立支援事業

5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は次のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,500,000	0	0	1,500,000
合計	1,500,000	0	0	1,500,000

6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7 担保に供している資産

該当なし

8 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	9,016,555	9,016,549	6
器具及び備品	4,457,460	2,275,345	2,182,115
権利	76,440	0	76,440
ソフトウェア	1,260,000	1,260,000	0
合計	14,810,455	12,551,894	2,258,561

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は次のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	218,973	0	218,973
未収補助金	431,994	0	431,994
合計	650,967	0	650,967

10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし

11 重要な後発事象

該当なし

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（ホームヘルプサービス事業）

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

定額法による。ただし、平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法による。

(3) 引当金の計上基準

ア 賞与引当金

社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号。以下「会計基準省令」という。）第2条第4項の規定及び経理規程第54条ただし書の規定により、計上しない。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

2 重要な会計方針の変更

該当なし

3 採用する退職給付制度

給与規程第17条第2項の規定により、独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部と退職金共済契約を締結している。

4 拠点が作成する計算書類とサービス区分

本拠点区分において作成する計算書類は次のとおりである。

(1) ホームヘルプサービス事業拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）及び拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）

ア 訪問介護事業

イ 障害福祉サービス事業

ウ 移動支援事業

5 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7 担保に供している資産

該当なし

8 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	2,023,975	1,250,495	773,480
合計	2,023,975	1,250,495	773,480

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は次のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	7,756,519	0	7,756,519
未収補助金	305,329	0	305,329
合計	8,061,848	0	8,061,848

10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし

11 重要な後発事象

該当なし

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（地域包括支援センター）

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

定額法による。ただし、平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法による。

(3) 引当金の計上基準

ア 賞与引当金

社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号。以下「会計基準省令」という。）第2条第4項の規定及び経理規程第54条ただし書の規定により、計上しない。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

2 重要な会計方針の変更

該当なし

3 採用する退職給付制度

給与規程第17条第2項の規定により、独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部と退職金共済契約を締結している。

4 拠点が作成する計算書類とサービス区分

本拠点区分において作成する計算書類は次のとおりである。

(1) 地域包括支援センター拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）及び拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）

ア 包括的支援事業

イ 介護予防支援事業

5 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7 担保に供している資産

該当なし

8 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりである。

（単位：円）

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	6,162,772	5,462,277	700,495
器具及び備品	2,229,137	724,723	1,504,414
合計	8,391,909	6,187,000	2,204,909

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は次のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	3,033,593	0	3,033,593
未収補助金	221,781	0	221,781
合計	3,255,374	0	3,255,374

10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし

11 重要な後発事象

該当なし

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

地域支援事業交付金交付要綱（地域支援事業交付金の交付について（平成29年厚生労働省発0628第6号厚生労働事務次官通知）により地域包括支援センターの運営費（委託費）を精算